

第3回寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会に係る  
意見のあらましと市の考え方(書面開催結果)

1 第3回寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会案件  
寝屋川市第六中学校区地域包括支援センター設置場所変更の届出について

2 案件の認否について  
委員全員承認につき、委員会としては案件を承認とする

3 意見のあらましと市の考え方

	意見のあらまし	市の考え方
1	変更理由①～④のうち、①②は理解できる。ただ、③④は地域包括支援センターとして認可する際に 今後は立地条件や施設基準を厳格にしてほしい。 また、③については他の今活動している地域包括 支援センターの中でもある問題だと思う。 (高齢介護室注記:変更理由要旨…①契約問題、 ②事務所スペース問題、③立地状況問題、④災害 対策問題)	ご意見につきましては、今後の地域包括支援セン ター運営の参考にさせていただきます。
2	トイレ、流し台、水道水等の配管は床下か。その場 合、床上高さ、玄関高さ等に影響は。	第六中学校区地域包括支援センターより、次の通り 報告を受けております。 配管は床下です。配管による床・玄関高さには影響 なく、玄関前より事務所内は全面フラットです。